

悪臭防止法

(昭和 46 年法律第 91 号) (令和 4 年法律第 68 号による改正) (令和 7 年 6 月 1 日施行)

e-Gov (法) : https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=346AC0000000091_20250601_504AC0000000068

e-Gov (施行令) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347CO0000000207> (平成 27 年 8 月 8 日 (基準日) 現在のデータ)

e-Gov (施行規則) : <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=347M50000002039> (令和 3 年環境省令第 3 号による改正)

環境省 HP: <https://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html>

この法律は、都道府県知事や市長が指定した地域が対象で、指定された地域で事業場を設置すると、規制基準を遵守する義務があります。法律上は、測定義務はありません。

条項	条文	種類
第 1 条	(目的) この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。	目的
第 7 条	(規制基準の遵守義務) 規制地域内 ^{解釈上の注釈 1} に事業場を設置している者は、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。 (解釈上の注釈 1) 「指定地域」は法第 3 条で定義され、事業活動にともなって発生する悪臭原因物質を規制する地域として、都道府県知事 (市の区域内の地域については、市長) が指定する地域。 (解釈上の注釈 2) 「規制基準」は法第 4 条で定義され、第 1 項は法の対象となる悪臭原因物質 (法第 2 条第 1 項で「特定悪臭物質」と定義。具体的には、施行令第 1 条の物質。「印刷産業における環境関連法規集 (2022 年版)」の p71 表 II-1-62 に記載。) の濃度で規制。 第 2 項は、臭気指数の許容限度で規制。 いずれも、敷地境界 (1号規制)、排出口 (2号規制)、排水口 (3号規制) で規制する。 「臭気指数」とは「人間の嗅覚によっておのの程度を数値化したもの」。環境省パンフレット参照 https://www.env.go.jp/content/000185903.pdf 。	義務 (改善命令、命令違反は 1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金)
第 8 条第 5 項	市町村長は、小規模の事業者に対して第 1 項 ^{解釈上の注釈 3} 又は第 2 項 ^{解釈上の注釈 3} の規定による措置を執るときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。 (解釈上の注釈 3) 第 1 項は改善勧告、第 2 項は改善命令。	配慮義務 (市町村長)
第 14 条	(国民の責務) 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。	責務規定
第 15 条	(悪臭が生ずる物の焼却の禁止) 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。	義務 (罰則無し)